

有田市立保育所の認定こども園への移行について

有田市立保育所（保田保育所・古江見保育所・そとはま保育所）について、令和９年４月から認定こども園に移行する予定です。

1.認定こども園の目的

認定こども園は、小学校就学前のこどもに対する教育及び保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設です。

2.認定こども園の特徴

０～２歳は保育所の「保育」機能を主としておりますが、３～５歳児になると、利用できる保護者の条件がなくなり、「教育」と「保育」両方を受けることができますようになります。

3.就学前のこどもの３つの認定区分

認定区分	こどもの年齢	保育を必要とする事由 ※イ	預かり時間
１号認定	３～５歳 ※ア	なし	教育標準時間 (４時間程度)
２号認定	３～５歳	あり	保護者の就労状況による ・保育標準時間 (最長１１時間) ・保育短時間 (最長８時間)
３号認定	０～２歳	あり	

※ア １号は３歳の誕生日の前日から認定可能ですが、市立認定こども園については、３歳の誕生日を迎えた初めの４月１日から１号認定として入所することができます。

(市内私立認定こども園は３歳の誕生日の前日から利用できます。)

※イ 保育を必要とする事由とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病等、自宅で保育できない理由のことです。

4.質問及び回答

Q.認定こども園に移行することで、こどもたちへの保育サービスで大きく変わる部分はありますか？

A.特にありません。

Q.必要な費用は変わりますか？

A.新しく費用が発生することは特にありません。

Q.認定こども園化するメリットは何ですか？

A.3歳児以上であれば、保護者の就労状況に関わらず利用できます。保護者が仕事を辞めても、こどもが退所する必要はありません。

Q.2号認定から1号認定に変更すると、どのような変化がありますか？

A.預かり時間が教育標準時間（4時間程度）に変わります。

また、夏や春の希望保育期間中に利用を希望される場合は、預かり保育料が別途必要です。

Q.教育標準時間は何時から何時ですか？

A.午前9時から午後3時を想定しています。

Q.1号認定で夕方まで利用したい場合はどうなりますか？

A.預かり保育を利用することができますので、必要な場合は都度申し出てください。

預かり保育は原則有料です。料金は現時点で未定です。

Q.1号認定で申し込みしたい場合はどうすればいいですか？

A.改めて利用申込書を提出していただきます。提出先は市役所こども課です。

（問）有田市役所 こども課

電話 0737-22-3524